

## 国家戦略特区についての緊急提言

平成30年3月9日

秋 池 玲 子

坂 根 正 弘

坂 村 健

竹 中 平 蔵

八 田 達 夫

### 1、改正特区法案の早期成立について

- ・ サンドボックス制度は、事前規制を最小化し、抜本的に迅速な実証事業を可能にするための制度であり、現行制度の延長上ではなく、プロセスの大幅な迅速化を実現することが肝要。規制担当省庁においては、迅速化の目安を明確に示す（例えば、電波法の免許プロセスについて、技術的に検討できる状態になったら速やかに行うものとし、従来の6か月を少なくとも半減するなど）とともに、それが実現できるような方向で適切な技術アドバイスを行うなど、サンドボックスの目的に適う制度の運用に向けて、さらに取り組んでいただきたい。
- ・ 電波法の特例の対象範囲は、法技術的な理由により、条文上「自動走行・自動飛行に関連する電波利用」と規定されるが、実際上は、関係事業者などからニーズのある、介護施設や観光施設でのロボット活用、無線給電など幅広い電波利用につき活用可能とする方向と承知している。
- ・ ただし、これまでも、条文上の制約を関係省などが過度に厳格に解釈し、運用が混乱した例は少なくない（病床規制など）。今後は、こうした混乱を繰り返さないよう、今回の改正法案の提出にあたっては、「自動走行・自動飛行に関連するもの以外の電波利用についても活用できる」旨の明確な運用方針を速やかに示すべき。

### 2、新たな規制改革の実現について

- ・ 昨年7月に内閣府における国家戦略特区の事務局体制が変わって9か月近くが経過した。それまで極めて高い頻度で開催されてき

た「特区諮問会議」・「合同区域会議」の開催頻度が、それぞれ3回  
のみの開催と、急激に低下している。

- ・ その結果、この半年間で実現した規制改革事項がサンドボックス  
関係以外なく、「改革ゼロの状態」が続いている。(なお、これまでに  
実現した規制改革事項は86)。また、特区 WG でも規制担当官庁と  
の折衝機会が激減し、新規の改革実現の目途は立っていない。
- ・ こうした「改革ゼロの状態」を速やかに解消するため、次回の成長  
戦略取りまとめ(ひいては次期国会での特区法改正)に向けて以下  
を行うべきである。
  - ① 新たに実現すべき具体的な規制改革事項について、事務局  
としての案を速やかに作成し、民間有識者議員と直ちに調整す  
ること。
  - ② それに基づき、速やかに特区 WG において規制担当官庁と  
の折衝を開始し、次回の特区諮問会議でも審議すること。

### 3、今後の特区事務局の体制などについて

- ・ 昨年夏からの内閣府・特区事務局において、基礎的事務作業の面  
で重大な支障が生じており、以前当然のようにできていたことが全く  
できなくなっている。こうした深刻な事態に、関係する多くの自治体や  
事業者からも、事務局の「そもそもの政策スタンス」や「基礎的な事務  
処理能力」への強い懸念や批判の声が寄せられている。
- ・ 例えば、本日の特区諮問会議の日程は、当初、改正特区法案の  
閣議決定の後に設定されていた。すなわち民間議員や関係大臣の  
了解もなく、法案が今国会に提出されそうな事態が現に生じた。
- ・ こうした中で、当面、梶山大臣及び特区事務局には、以下の3点を  
最低限履行するよう、再度、お願いする次第である。
  - ① 今年度内(今月中)に行われなければならない「10特区に対  
する評価」について、事務局としての案を、民間有識者に早急に  
示すこと。
  - ② 少なくとも当面、今年夏までの特区諮問会議・区域会議等のス  
ケジュール・審議内容について、事務局としての案を直ちに作成  
し、民間有識者議員に示すこと。
  - ③ 早急に事務局の抜本的な立て直しを図るため、新年度以降、  
昨年夏以前のスタッフの数名(行政実務研修員等)を事務局に呼  
び戻すなどの具体的措置を直ちに講ずること。